

被疑者の逮捕と弁護人に対する被疑事実の要旨の告知

- 【文献種別】 判決／静岡地方裁判所
【裁判年月日】 令和6年7月12日
【事件番号】 令和5年（ワ）第115号
【事件名】 損害賠償請求事件
【裁判結果】 棄却
【参照法令】 憲法34条・37条3項、刑事訴訟法30条・203条1項
【掲載誌】 判例集未掲載
◆ LEX/DB 文献番号 25621414

神戸学院大学教授 春日 勉

事実の概要

逮捕された被疑者の弁護人であった原告が、被告静岡県の設置する警察署の警察官に対して逮捕に係る被疑事実の要旨を告知するよう求めたにもかかわらず、上記警察官がこれを告知しなかったことは、原告の弁護人としての権利を侵害する違法な行為であり、これにより精神的苦痛を受けたと主張して、被告に対し、国家賠償法1条1項に基づき、[1] 1回目の違法行為に対する慰謝料等、[2] 2回目の違法行為に対する慰謝料等の支払いを求めた事案。

判決の要旨

現行法は、捜査機関が被疑者を逮捕するに際して、弁護人に対して逮捕状を示し又は被疑事実の要旨を告知する義務を規定していない。また、憲法31条及び憲法34条も、弁護人への告知を義務づけていない。したがって、捜査機関が弁護人に対して逮捕状を示し又は被疑事実の要旨を告知しなかったとしても、現行法令に定める義務に違反したとはいえない。

憲法34条の規定は、自己の自由と権利を守るため、直ちに拘束の原因となっている被疑事実の告知を受けた上で、弁護人から援助を受けられるようにすることを目的とし、そのことを権利として実質的に保障している。もっとも憲法は、刑罰権の発動ないし刑罰権発動のための捜査権の行使が国家の権能であることを当然の前提としている。そのため被疑者の権利が憲法の保障に由来するからといって、これが刑罰権ないし捜査権に絶

対的に優先するような性質のものということではできない。憲法34条は、その趣旨を実質的に保障しつつ、捜査権の行使との間に合理的な調整を図ることを否定するものではない。

被疑者の勾留については、直ちに弁護人に通知しなければならないこと、勾留状の執行を受けた被疑者はその膳本交付を申請できること、被疑者、弁護人その他利害関係人は勾留理由開示により、公開の法廷で被疑事実と勾留の必要性について告知を受けることができること、さらに、勾留については不服申立てとして準抗告が規定されている。一方、逮捕についてはそのような規定は置かれていない。

これらの逮捕と勾留における相違は、逮捕の期間については最大72時間という時間的制約があり、捜査機関は短時間の間に被疑者及び被害者等の関係者から供述を求めるなどして、少なくとも勾留請求をするに足る証拠を収集する必要があること、一方で、被疑者に対して被疑事実の要旨が告知され、弁護人との接見交通により、弁護人から援助を受ける機会を持つことができることなどに鑑み、捜査の必要性や個人情報の秘匿に係る被害者等の利益と被疑者・弁護人のその権利ないしは利益との調整を図る趣旨に基づくものと解される。

以上に鑑みると、憲法34条の規定から、逮捕された被疑者の弁護人に対して、当然に被疑事実の要旨の告知が要求されるとは解されず、個別の法令の定めがない中で捜査機関が弁護人の求めに応じて被疑事実の要旨を告知する法的義務を負うとは認められない。

判例の解説

一 何故、捜査機関が被疑者を逮捕する際に、被疑者に対しては「犯罪事実の要旨の告知」をしなければならないか

被疑者は、捜査段階ではことさら弾劾の客体であるとともに、防御の主体である。現行法が、捜査機関が被疑者を逮捕する際に被疑者に被疑事実の要旨を告知するとともに、弁護人選任権がある旨の告知を義務づけている（刑訴法 203 条 1 項）のは、被疑者自身がどのような理由で逮捕されるに至ったかを十分に理解し、弁護士に法的な助言を求めることで防御の主体として捜査機関の弾劾に対抗する機会を保障しようとしたためである。それ故、ここでの被疑事実の要旨の告知も弁護人選任権の告知も単なる形式的なものに止まるものであってはならない。被疑事実の告知は、被疑者が自らの嫌疑について十分に理解できるよう丁寧になさなければならない。また、被疑者が弁護士から法的な助言を受けようとする場合には、捜査機関は、弁護を受けるための方法についても十分に説明をしなければならない。

ところが、逮捕された直後の被疑者自身は、捜査機関から逮捕状を呈示され、被疑事実の要旨の告知を受けたとしても、逮捕に狼狽して告知された内容を十分に理解できない、あるいは耳にさえ入らないということは想像に難くない。また、捜査機関によってなされる被疑事実の告知そのものが形式的なものに止まれば、そもそも自分が何故逮捕されたのか、どのような嫌疑で訴追されようとしているのか知る由もない。それ故、弁護人による法的援助が必要かどうかの判断もできかねるという事態も考える。また、現行法は、捜査機関が被疑者を逮捕するにあたっては、「逮捕の理由」と「逮捕の必要性」があることを条件とする（刑訴法 199 条、刑訴法規則 143 条）。この専門的な判断を被疑者自身に負わせるのは極めて困難である。被疑者は、現場では自らの逮捕が適正になされたのかどうか判断することはできないし、違法・不当な逮捕がなされた場合には、その対抗手段すら解らないのである。

憲法は、何人も弁護人に依頼する権利を与えられなければならない、身体拘束を受けないとし（憲法 34 条）、被告人はいかなる場合にも弁護人を依頼することができる（憲法 37 条 3 項）。また、

刑訴法では、身体拘束の有無にかかわらず被疑者にも弁護人依頼権を保障している（刑訴法 30 条）。そのため違法・不当な逮捕や取調べを抑止して、身体拘束から早期に被疑者を解放するためには、弁護人が逮捕直後から関与し被疑者の嫌疑を晴らすとともに、釈放に向けて捜査機関に働きかけることが重要となる。弁護人が被疑者の逮捕直後に捜査機関から被疑事実の要旨の告知を受け、その上で被疑者に的確なアドバイスを行うことができれば、被疑者の弁護人依頼権を実質化することにつながり、それは被疑者のために弁護活動を行う弁護人としての権利を行使することでもある¹⁾。

当該判決が指摘するように、法は逮捕された被疑者の弁護人に対する被疑事実の要旨の告知について規定していない。しかし、以上の点を踏まえば、被疑者に代わって、逮捕の理由と必要性について判断し、違法・不当な逮捕に対して、対抗できるのは弁護人以外他にないということになる。逆にいえば、弁護人が被疑者の逮捕の理由となった被疑事実の要旨について告知を受けることで、弁護人は嫌疑の詳細を認識できることになり、具体的に弁護の方針を立て、被疑者を援助することが可能になる。それによって被疑者は防御の主体として、捜査機関の弾劾に対抗することができるのである。

これには、憲法が定める令状主義を実質化する意味合いも含まれている。裁判官が発付する逮捕状によって、被疑者は著しく人権の制約を受けるのである。裁判官による令状審査が形骸化している状況下で、これを実質的なものとして志向していくためにも、令状が適正に発付されたかどうかを弁護人の立場から確かめる必要がある。

当該判決では、「捜査機関は、逮捕後 72 時間の間に被疑者をはじめとする関係者から供述を得て、勾留に必要な証拠を収集する必要がある」とする。これは、逮捕後の留置期間は取調べのための猶予期間である、あるいは捜査機関の手持ち時間であるといった認識が前提となっていると思われる。しかし、逮捕が認められるのは、既述のように逮捕の理由、すなわち、被疑者が罪を犯したと疑うに足りる相当な理由があること、逃亡のおそれや罪証隠滅のおそれがあるなど逮捕の必要性があることを条件とする。取調べはあくまで逮捕に付随してなされる捜査権の行使に過ぎないのである。

また、当該判決では、「憲法 34 条は、弁護人依頼権の趣旨を実質的に保障しつつ、捜査権の行使との間に合理的な調整を図ることを否定するものではない」とする。しかし、捜査権の行使と被疑者の弁護人依頼権の保障を同列に語ることは憲法の趣旨を矮小化するに等しい。憲法では、令状主義を採用することで、国家による刑罰権の発動は、裁判官が発する令状を介して司法審査に付され、権力の濫用を抑止すべくその適正化が企図されている。他方で、国家刑罰権の発動により制約を受ける被疑者の人権に対して、弁護人依頼権をはじめとする防御権を最大限に保障し、弁護人の援助の下で違法・不当な身体拘束からの解放と、自らの嫌疑を晴らす機会を確保しようとしたのが憲法の趣旨といえる。

さらに、当該判決では、逮捕された被疑者の被疑事実の要旨を弁護人に告知することが、あたかも捜査権の行使を阻害するかのような捉え方をしているようだが、その具体的な根拠が示されているわけでもない。そうした姿勢こそ被疑者の防御権よりも捜査権を優先しようとする裁判所の意識の表れであるといえるのではなかろうか。

二 弁護人に対して「被疑事実の要旨」を告知しなくても違法にならないか

逮捕は、勾留に比べて短いとはいえ身体拘束は最大 72 時間に及ぶ。被疑者にとっては、耐えがたい長時間であるだけでなく、既述のように違法・不当な逮捕がなされた場合には身体拘束を早急に解く必要がある。また、この逮捕後、72 時間の間に（虚偽の）自白を強いられたといった例はこれまで枚挙に暇がない。未だに日本の刑事裁判では、捜査段階で得られた供述は公判段階でも重要な証拠として取り扱われており、被疑者が取調べでいったん自白すれば、公判段階でそれを翻すことは極めて難しいのが現状である。

従来から日本の捜査は、長期間の身体拘束が認められながら起訴前の保釈制度がないことや法が起訴前の被疑者と弁護人との面会に接見指定制度を規定する（刑訴法 39 条 3 項）など憲法の趣旨とは乖離する法の欠缺や法が存在していることが指摘されてきた。また、捜査は主に被疑者の供述を録取するための取調べを中心に進められてきたこと、裁判は、起訴前段階で作成された供述録取書によって公判以降の趨勢が決定づけられてしま

う、いわゆる「調書裁判」でありそれが冤罪の温床となってきた。また、80 年代の死刑四大再審無罪判決²⁾や「捜査のため必要があるとき」になされる接見指定の運用を問題とした接見国賠訴訟³⁾、90 年代に入って日本弁護士連合会による当番弁護士制度の拡充を通して起訴前弁護の重要性が認識され、被疑者の防御権を実質的に保障するためにもその充実が課題とされてきた。こうした動きが契機となって 2000 年代に入り、勾留段階から国選弁護制度（刑訴法 37 条の 2）が導入され、重大事件では取調べの可視化が義務化される（刑訴法 301 条の 2）など制度改革も行われた。

このような問題が浮き彫りになったのは、「捜査段階では、被疑者は取調べの客体であり、逮捕・勾留中の被疑者は取調べを受ける義務（いわゆる「取調べ受忍義務」）があり、被疑者の防御権はそれを害しない程度に認められる」とする捜査側の認識が前提となって日本の捜査実務が運用されてきたからである。本来であれば、こうした捜査権の行使に対しては、司法が適正に機能することで、捜査権の濫用を抑制することもできたはずだが、既述のように令状審査は形骸化し、起訴前の 23 日間に及ぶ被疑者の身体拘束は所与の前提となり、違法な取調べが行われても公判ではそうした供述が証拠として採用されてしまうという実態がある。こうした問題に目を伏せて、起訴前段階での捜査権と被疑者の防御権を天秤にかけることはできない。特に逮捕後の 72 時間は、被疑者にとって不利な供述を最もとられやすい時間帯と考えると、防御権の拡充は不可欠の条件と位置付けなければならない。

このような現状がある中で、憲法の趣旨をできる限り捜査実務に反映させていくことが重要だ。だとすれば弁護人は、逮捕直後から被疑者が逮捕に至った被疑事実について正確に把握理解した上で、実質的な援助を行わなければならないということになる。法は、捜査機関は、被疑者を逮捕後「留置の必要がないと判断するときは、直ちにこれを釈放し」なければならない（刑訴法 203 条 1 項）とする。この捜査機関の判断に対して、例えば、弁護人が被疑者を引き受ける家族がいることなどを理由として、身体拘束を続ける必要のないことを訴えて釈放を要求するなど逮捕直後から活動することで、被疑者を不当な身体拘束から早期に解放することができるのである⁴⁾。

以上のように、弁護人としては被疑者が逮捕された理由をできるだけ速やかに把握することによって、被疑者の釈放に向けた活動など実質的な弁護を行うことが可能となる。そう考えた場合に、捜査機関としては、弾劾の客体である被疑者は、同時に防御の主体であることを踏まえて、憲法が要求する被疑者の実質的な弁護を受ける権利を保障するために、弁護人に対しても被疑事実の要旨を告知しなければならないのであり、被疑者はいつでも弁護人の援助を受けることができるとする法の趣旨にも合致するものであると考える。

では何故、法は被疑者の逮捕にともなって、捜査機関に弁護人に対する被疑事実の要旨の告知を義務づけなかったのか。当該判決が指摘するのは、「弁護人は、逮捕時にこれを告知された被疑者から聴取する、勾留状の謄本を裁判所に請求することによって、被疑事実の要旨については把握することができるから」というものである。これは、逮捕から勾留請求手続に移る裁判が比較的接着していること、被疑者が勾留された段階で、勾留理由開示請求（刑訴法 82 条、同 84 条）、勾留に対する準抗告（刑訴法 429 条 1 項 2 号）、勾留取消し請求（刑訴法 87 条）といった対抗手段を行使することで身体拘束の理由と必要性については確かめることができることなどを根拠として、逮捕時に弁護人に対して、捜査機関が犯罪事実の要旨の告知まで行う必要はないといった理屈によるものと思われる。

しかし、憲法が規定する被疑者の弁護を受ける権利を実質的に解釈すれば、既述のとおり法が規定していなくても、捜査機関は被疑者の防御権保障を念頭において逮捕についても対応すべきで、法が弁護人に対する被疑事実の要旨の告知を規定していないことは、むしろ法の欠缺と解釈すべきではなかろうか。だとするなら、憲法的視野に立ってこの問題を考えるとき、捜査機関が弁護人の要求を拒否して、被疑事実の要旨の告知を怠ることは「違法」と断ぜざるをえない。

三 弁護人が捜査機関によって「被疑事実の要旨の告知」を拒否された、あるいは捜査機関が告知を怠った場合の対抗策

勾留状謄本請求権を定めた刑訴法規則 74 条の 2 は逮捕状についても準用できると解して、弁護人への逮捕状の謄本の交付を申請してはどう

だろうか⁵⁾。同様に、捜査機関が裁判所に提出した逮捕状請求書の謄本の閲覧申請をしてみるのも一つだろう⁶⁾。さらに、被疑事実の告知がなされなかったことで憲法 34 条の被疑者の十分な弁護を受ける権利及び弁護人としての弁護権が侵害され憲法 31 条の適正手続条項に違反したことを根拠として、一連の逮捕手続そのものに対する準抗告を試みてはどうだろうか⁷⁾。判例はこの点について、「逮捕に関する裁判及びこれに基づく処分は、刑訴法 429 条 1 項各号所定の準抗告の対象となる裁判に含まれない」とする⁸⁾。しかし、逮捕（留置）は勾留と性質を同じくする身体拘束の一場面、「勾留請求に対する引致手続」とも捉えられ、逮捕後の 72 時間は捜査機関の手持ち時間では決していない⁹⁾。故に、勾留同様に身体拘束という人権の侵害の程度が著しいはずの逮捕についても準抗告が認められてしかるべきである。さらに、勾留状の請求がなされた後であれば、勾留執行停止を裁判所に申請することも考える。

●—注

- 1) 弁護人の実質的な援助を受ける権利の現代的な問題を幅広い観点から検討するものとして、葛野尋之『弁護人の援助を受ける権利の現代的展開』（日本評論社、2025 年）を挙げたい。
- 2) 免田事件（熊本地八代支判昭 58・7・15 判時 1090 号 21 頁）、財田川事件（高松地判昭 59・3・12 判時 1107 号 13 頁）、松山事件（仙台地判昭 59・7・11 判時 1127 号 34 頁）、島田事件（静岡地判平 1・1・31 判時 1316 号 21 頁）。
- 3) 杉山事件（最判昭 53・7・10 民集 32 卷 5 号 820 頁）、浅井事件（最判平 3・5・10 民集 45 卷 5 号 919 頁）など。
- 4) 「逮捕に対する不服申し立て方法」大出良知＝川崎英明＝神山啓史＝岡崎敬編著『刑事弁護』（日本評論社、1993 年）6～7 頁。
- 5) 渡辺修「逮捕手続の適正化——逮捕状謄本請求、同請求書謄本閲覧、謄写の可否」法時 66 卷 8 号 73～78 頁。
- 6) 逮捕状請求書は、逮捕状発付後、原本は捜査機関に返却されており、裁判所によってはその謄本を保管していないともいわれている。
- 7) 前掲注 3)。
- 8) 最決昭 57・8・27 刑集 36 卷 6 号 726 頁。
- 9) 田宮裕『捜査の構造』（有斐閣、1971 年）168 頁、村井俊邦「未決拘留と収容問題」法時 60 卷 3 号 38 頁、白取裕司『刑事訴訟法〔第 10 版〕』（日本評論社、2021 年）182 頁。